

「おおた障がい施策推進プラン」（素案）への大田区区民意見公募手続
（パブリックコメント）での意見の要旨と区の考え方

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
1	計画全体	地域福祉計画では分野横断的包括的支援体制の強化が取り上げられ、高齢分野では地域包括ケアシステムの深化・推進が求められている。障がい分野では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムや横断的視点等の文言としては掲載されているが、既存の事業の継続が中心で新たな展開が見当たらない。分野を超える展開が必要ではないだろうか。	障がい分野においては、複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、既存の支援調整会議等の機能を強化するとともに、地域福祉課に総合調整機能を設置し、重層的支援会議を中心とした分野横断的な多機関連携によるチーム支援を強化してまいります。
2	計画全体	昨年、障害者権利条約に係るはじめての日本政府と国連障害者権利委員会との建設的対話を実施され、国連から日本政府へ勧告（総括所見）が出された。国連障害者権利条約については、国のみならず地方公共団体の障害福祉施策に影響を及ぼすもの。この勧告に基づき、今後の大田区障がい施策推進会議の構成員については、知的障がい者、精神障がい者の当事者団体より委員を招聘することを提案する。	大田区障がい施策推進会議は、学識経験者、各障がい者団体の代表者、公募区民等で構成されており、様々な立場からご意見をいただいております。今後の委員構成につきましては、ご意見も参考にさせていただきます。
3	計画全体	SDGs推進にあたっては、目標のみならず、ターゲットを明確化し、より重点的に取り組む事項について定めることも必要。たとえば、ターゲット1.5について、大田区防災計画との連動を意識して、福祉避難所の開設準備や障害特性に応じた防災対策についての推進を図ることを提案したい。 ※ターゲット1.5：2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	プラン策定においては、上位計画である「地域福祉計画」や、「おおた高齢施策推進プラン」などの関連する個別計画との整合性や、実態調査などから見えた今日的な課題、法改正などの社会情勢を踏まえて進めております。また、SDGsの推進に当たっては、目標達成に向けて、ターゲットの趣旨も踏まえ取り組んでまいります。プランの掲載につきましては、SDGsと施策の関係が分かりやすくなるよう、基本目標ごとに該当するSDGsの目標を掲載するよう修正いたしました。 防災対策については、災害時支援体制や、福祉避難所等の体制整備に向けた施策を通じて、安全な避難が行えるよう取り組んでまいります。
4	計画全体	基本理念としては「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を掲げながらも、プランの内容は圧倒的に障害福祉サービスのみが論じられている。しかもその推進の担い手は福祉にかかわる団体しか想定しておらず、障がい者がその家族や福祉の担い手の支援のなかで生活せざるを得ない、社会から「見えない存在」に置かれている差別的構造があると感じずにはいられない。その差別的な構造が生まれ、容認され続ける社会のありようを疑い世に開いていくこと、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」は障害福祉サービスの充実だけでは成り立たないことを自覚することこそが、真の「障がい施策推進」であろう。	障がい者が自らの個性を活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、就労や余暇活動に向けた取組等を推進していきます。区では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざし、大田区の強みである「地域力」を活かして、大田区らしい地域共生社会の実現を推進しています。
5	計画全体	プランが大田区障がい者実態調査を基に作成されていると理解している。実態調査の対象が、区内在住の方や区内事業者を対象ということだが、区民の中には長期に都外施設や区外施設等入所・入院中の方々がいらっしゃる。地域生活への移行を考える時、様々な当事者の意見を取り入れることが大事ではないか。例えば文京区のHPを見ると、区外の方も含めた実態調査を行っている。	他自治体の事例等も参考に、次回の実態調査の方法について、研究してまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
6	計画全体	全体を通して、障がい者の生活を生まれた時から亡くなるまで、世代を通じた取組として検討していくこと必要。また、「障がい者」に対する対処的な施策だけでなく、「障がいのない人」も含め社会全体の枠組みの中で、包括的に検討されるべきと。	本プランでは、自治会・町会や、民生・児童委員などの地域力の担い手と、行政や事業所などの各機関が連携・協働し、障がいのある方からの相談をつなぎ、生涯にわたるライフステージに応じた支援体制をめざす姿としています。 また、障がいのある人もない人も、お互いに理解し、認めあひながら支え合っていく地域づくりのため、地域住民に対して障がいへの理解を深めるための啓発活動を推進してまいります。
7	計画全体	障害者計画は、障害福祉サービスだけでなく、情報・コミュニケーションや国際協力も視野にいれるよう内閣府は言っている。障害者計画として、福祉や教育以外も視野に入れた計画にすべき。	本プラン策定に当たっては、上位計画である「地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」などの関連する個別計画との整合性や、実態調査などから見えた今日的な課題に加え、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定などの社会情勢を踏まえ、策定しています。 また、計画の推進に当たっては、福祉や教育だけでなく、保健・医療、防災等、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策を推進してまいります。
8	計画全体	計画を実のあるものにするために大切なのは、策定プロセスへのそれらの多様な主体の参加が必要である。「多様な地域の多様な主体」が参加できるよう、計画策定のプロセスへのファシリテーションが出来るようなコンサルを依頼すべきではないか。参加型のワークショップなどを重ねて、策定していくプロセスに多くの人を巻き込むプロセスを作ることが、結果的にその計画の実施に際しても、生きていくのではないかと考える。 また、以前行われていたように、自立支援協議会の部会から意見を吸い上げ、伝える仕組みを作ることも必要である。	次期プラン策定に当たっては、より幅広い方々のご知見を反映させ、多くの区民の方々と協働・連携し取り組むことが必要という視点から、「大田区障がい施策推進会議」で検討を行っています。大田区障がい施策推進会議には、学識経験者、各障がい者団体の代表者、自立支援協議会、公募区民等で構成しており、様々な立場からご意見をいただいております。今後のプラン策定の進め方につきましては、ご意見を参考にさせていただきます。
9	第1章 計画策定の概要	p11の図において、65歳を超えた利用者にとってはサービスを受けるに当たりケアマネジャーが欠かせない存在となってくることをも意識していただくため、事業者として特に訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を追記していただきたい。	65歳以上の利用者にとって、障害福祉サービスや介護保険サービスを適切に利用するに当たり、ケアマネジャーの関わりが大切ということは認識しております。P11のめざす姿の図につきましては、障害福祉サービス事業所だけでなく、介護サービス事業所も追記いたしました。
10	第1章 計画策定の概要	p11の図において、NPOの文字が入っているが、具体的な施策の方向性や事業展開が見えない。どのような団体とネットワークを広げていくのかがこの計画からは読み取れない。これまでの事業を踏襲することから踏み出し、住民・区民団体も巻き込んで施策を展開していかなければならない時代に来ている。	区では従来から、「支え手」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざし、大田区の強みである「地域力」を活かして、大田区らしい地域共生社会の実現を推進しています。 障がい者、家族、関係団体に加えて、地域のプラットフォームを活用しながら、地域住民、自治会・町会、区内事業者、NPO等がそれぞれの強みを活かして、支えあひの地域づくりに参画できるよう、連携・協働による取組を進めてまいります。
11	第1章 計画策定の概要	時代の変化に即して、このプランに使われる言葉が変化してきました。特に、基本目標を拝見し感じる。3つある横断的な視点に関しては、障害福祉担当だけでは担いきれない事柄が多く含まれており、区として総がかり的な取り組みとしての働きかけを続けて欲しいと感じた。 P11にイメージ図が示されており、「地域力」「多機関連携」とかわりを広げ可能性を広げるということかと思うが、「本人」がどこにいるかわかりにくい。また支援して下さる方たちの「専門性」の中に、「地域との連携」はあるのだろうか。どうか「障がい」という檻に囲い込まない、自分らしい地域生活を尊重していくことを第一に意識したうえでの計画となるように願っている。	本プランは、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、策定を進めています。プランのめざす姿のイメージ図では、自治会・町会や、民生・児童委員などの地域力の担い手と行政や事業所などの各機関が連携・協働し、障がいのある方からの相談をつなぎ、ライフステージに応じた支援をしていくという支援体制を表現しています。 また、プランの推進に当たっては、福祉だけでなく、保健・医療、教育、防災等様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策を展開してまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
12	第1章 計画策定の概要	p.11「地域力の担い手」の図表「企業・事業者」「社会福祉法人者」いずれも「者」を取る。（誤字脱字等に関する御指摘・御意見）	ご指摘いただいたとおり、修正いたします。
13	第1章 計画策定の概要	「1 計画策定の趣旨と背景（1）障害者権利条約の批准と国内法制度の整備」の冒頭部分で「我が国では、国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成26年に発効されました」という文章表現があるが、「発効しました」の間違いである。ここに受動的な態度が象徴されているような気がした。	ご指摘いただいたとおり、修正いたします。
14	第1章 計画策定の概要	「2、障害者権利条約の批准と国内法制度の整備」について言及するのであれば、国連の権利委員会による初めての審査が行われ、9月9日に総括所見・改善勧告が公表されたこと及び、その総括所見・改善勧告の内容に触れるべきだと考える。また、権利委員会が最も重視したのが19条「自立した生活および地域生活への包容」と24条「教育」への踏み込みが必要だと考える。	ご意見いただいたとおり、令和4年9月9日に国連の障害者権利委員会から出された日本の第1回政府報告に関する総括所見について、掲載いたします。
15	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	24ページに特別支援教室（サポートルーム）の利用者数は記載されているが、支援学級の在籍者数もしていただきたい。	該当ページについては、発達障がい者の状況として、特別支援教室（サポートルーム）の児童数・生徒数を掲載しております。特別支援学級の在籍者数につきましては、第3章「施策の展開」の特別支援教育についてのPICK UP（コラム）に掲載いたします。
16	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	就労支援事業所に通所している高齢の障がい者数についての記載がない。各就労支援施設では、送迎も必要な状態で高齢になられた利用者が通っている。長年通いなれた施設であるから、通いたいという意思があれば通い続けられるよう、環境整備が必要。	就労継続支援B型事業所における高齢化・重度化の傾向については、区としても課題として把握しています。多機能化への移行も含め、生活介護事業所への利用支援、介護保険サービス事業所や介護支援専門員との連携など、利用者一人ひとりに必要な支援を見極め、地域での生活を支えてまいります。
17	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	p.28「小さな村G7」は「小さな村g7（NPO法人小さな村総合研究所）」が正しいと思われる。（誤字脱字等に関する御指摘・御意見）	ご指摘いただいたとおり修正いたします。
18	第3章 施策の展開	既存の福祉施設を大規模化するだけでなく、新たな施設の立ち上げを検討してもらいたい。大規模施設が苦手だが小規模施設であれば通える人もいる。福祉施設の整備について、当事者の声を吸い上げて検討してもらいたい。	大田区立障害者福祉施設整備基本計画は、今後の生活介護事業所の利用需要に応じるため、施設の敷地を最大限に活用した計画であることをご理解ください。運営にあたっては、多くの訓練作業室を設け小グループでの障がいの特性に応じた支援を基本としてまいります。また、最近では、民間団体による事業所開設も増加しています。一人ひとりに適した事業所選択ができるよう、グループホーム連絡会等を通じて事業所の特性を情報提供できる相談支援体制を進めてまいります。
19	第3章 施策の展開	生活介護施設整備が進められ、卒業後の行き場が確保されることはありがたいが、施設が大型化し、大勢が集中する中で、障がいに応じたきめ細かい支援ができるのが懸念される。大きな施設を作るだけでなく、小型施設の数を増やす等の整備も考えていただきたい。また、人込みが苦手で、大型化した施設に通所できなくなり、在宅になってしまった人もいるため、在宅になってしまった人のケアも考えてほしい。	卒業後の日中活動の場については、人材や場所、支援のあり方など調査・研究してまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
20	第3章 施策の展開	生活介護施設定員増計画の抜本的な見直しが必要だと考える。1か所の施設を大規模化するということのデメリットが十分に議論される必要がある。 また、現状、区立のB型事業所が多数あるが、そこでの高齢化・重度化という現実があり、作業の内容としては生活介護施設と同様のサービス提供となっている。であれば、B型単独の事業所の多機能化を考えるのが現実的だと考える。 また、この度の建て替えて生活実習所や南六郷福祉園周辺の緑地が失われることの意味も再考していただきたい。	大田区立障害者福祉施設整備基本計画は、今後の生活介護事業所の利用需要に応じるため、施設の敷地を最大限に活用した計画であることをご理解ください。 就労継続支援B型事業所における高齢化・重度化の傾向については、区としても課題として把握しています。多機能化への移行も含め、生活介護事業所への利用支援、介護保険サービス事業所や介護支援専門員との連携など、それぞれのB型事業所の抱える個別課題に合わせ、対応を進めてまいります。
21	第3章 施策の展開	誰かが判断した「障がい」の程度（医学モデルで見られることが多い）によって、この人は生活介護で日中支援、この人はB型で就労支援と分けてしまう現行の制度にも問題があるのではないかと考える。国が決めた仕組みなので、容易には変えられない部分もあると思うが、自治体裁量の運用でなんとかなる部分もある。また、それ以前に現状でのその振り分けに問題がないか、国に定めた施設体系は果たして現行のままでもいいのかという検討を開始することが求められていると考える。	障害福祉サービス利用時には、サービス利用者の意思確認や、サービスが適切であるかの確認を行いながら、特定相談支援事業者が、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、支給決定を行います。 障害者総合支援法の改正など、国の動向も注視しながら適切な対応を行ってまいります。
22	第3章 施策の展開	日中支援が必要な人を障がい者に限定するのではなく、障がいがあってもなくても、日中支援が必要な人が支援を受けられるようなインクルーシブな場所にしていくための転換も検討に入る時期が来ていると考える。	障がい者総合サポートセンターの地域交流支援部門では、余暇プログラムなど、障がいの有無にかかわらず、ご参加いただける事業を実施しております。余暇活動の機会を通じて、地域とのつながりが持てるよう、誰もが参加できるインクルーシブな余暇活動の充実を図ってまいります。
23	第3章 施策の展開	障がい児をもつシングルマザーの場合、親の体調が悪くなった時に、子供を登校のためにバス停まで送ることができず、学校を休ませざるを得ないことがある。親が病気で長期入院などになった場合にも子供をみてもらえるか不安である。休日や夜間を含め、親が病気になる時等の緊急時に24時間365日保護してもらえる年中無休の窓口の設置を検討してもらいたい。	先行自治体における、地域生活支援拠点の中で想定される緊急対応の事例や、対応等の情報を収集するとともに、警察・消防との役割分担、協力体制の構築等について、研究してまいります。
24	第3章 施策の展開	個別施策1-1-2「緊急時の受入の充実」について、8050世帯では、不安には思うものの準備ができない世帯が多い(親の高齢化により)ため、計画相談作成時またはモニタリングの時、地域福祉課においてクライシスプランを作成するようプランに盛り込んでいただきたい。そして、緊急時は、どうしたらよいか周知を図っていただきたい。加えて、夜間や休日の緊急連絡先を決めていただく時期ではないかと考える。	8050問題や、親亡き後の不安などの複合的課題を抱えた世帯の相談先は、医療機関や行政機関、相談支援事業所など多様化しています。そのため、障がい者とその家族を中心として、関係機関で相互に連携した包括的な支援体制を充実させていくことが、ますます重要となっています。このような状況を受け、区では、相談支援事業所連絡会や重層的支援会議等を実施し、多機関連携によるチーム支援を強化しています。引き続き、複合的な課題を抱えた世帯への支援の充実・強化に努めてまいります。 また、緊急時の体制につきましては、先行自治体における、地域生活支援拠点の中で想定される緊急対応の事例や、対応等の情報を収集するとともに、警察・消防との役割分担、協力体制の構築等について、研究してまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
25	第3章 施策の展開	地域生活支援事業として移動支援があるが、利用者が増加する一方、事業所やヘルパー不足で、希望通り利用できない。最低賃金や人件費が上がってるにもかかわらず、ヘルパーの給料はなかなか上がらない。このままではヘルパーのなり手がますますいなくなってしまう。移動支援は障がい者にとって必要で、無くなると困る人が大勢いる。区としてもヘルパー維持のための金銭的な保証と、ヘルパーの育成を行ってほしい。	ヘルパーの育成については、さぼーとぴあにおいて、移動支援従業者養成研修を毎年実施しております。 また、移動支援事業所ネットワーク会議を定期的に開催しています。会議には、障害福祉課も参加し、課題などの情報共有や、関係機関等や区との連携強化に取り組んでいます。 移動支援事業の報酬額については、障害者総合支援法の障害福祉サービスの給付費に準じて、適切に算定しています。
26	第3章 施策の展開	自分で目的地に行くことが難しい障がいのある人の地域生活においては移動支援の制度が欠かせない。近年親の高齢化も進み、家族が移動の支援を担いきれないでいる現状がある。区内移動支援事業所では、ヘルパー不足や制度の脆弱さゆえ、事業運営も大変でニーズに応えきれないでいる。障がいのある人の地域生活にとって必須の移動支援の制度をニーズに見合うものにしていただきたい。	
27	第3章 施策の展開	人材は高齢分野でも障がい分野でも不足している。様々なNPO・区民活動団体を含む組織だけでなく、住民・区民を巻き込んでの人材育成が必要。大田区福祉人材育成・交流センターにおいてはまだ広く区民に働きかけて福祉人材の育成に取り組んではいない。生産年齢人口が減少していく中、ボランティアや役割を求めている元気な高齢者を含む幅広い人材確保が求められる。	労働力人口が減少するなかで、福祉分野の人材確保は喫緊の課題です。区では大田区福祉人材育成・交流センター等において、人材確保や人材育成に取り組んでおります。また、シルバー人材センターや大田区社会福祉協議会においても、元気高齢者やボランティアの活躍に向けた取組を行っております。引き続き、関係機関と連携を図りながら、多様な人材の確保を進めてまいります。
28	第3章 施策の展開	親亡き後に、安心して暮らせる場所を増やしてほしい。グループホームを空き家を利用して増やす施策はとてもよいと思う。 地域によって家賃格差なく障害年金で生活ができるよう家賃に対する補助金の整備をお願いしたい。	親亡き後の障がいのある方の住み慣れた地域での暮らしを支えていくことは喫緊の課題と捉えています。グループホームの整備・運営につきまして、積極的に支援を進めてまいります。 区では、グループホーム利用者（生活保護受給者、低所得者）に対する家賃補助等を行っています。
29	第3章 施策の展開	グループホームに入所している高齢の障がい者数の記載がない。各グループホームでは高齢になられた利用者が住んでいる。長年住み慣れた施設であるから、住んでいたいという意味があれば住み続けられるよう、環境整備が必要。	家族と暮らし続けたい人のほか、グループホームで暮らしたい人や、一人暮らしをしたい人など、暮らし方に対するニーズは多様化しています。グループホームの開設・運営支援等を通じて、本人が望む暮らし方を地域で支えるための、支援体制の充実を図ってまいります。
30	第3章 施策の展開	個別施策1-2-1「居住の場の確保・充実」について、実態調査では「家族と暮らしたい」という方が多いが、知的障がいの方でもグループホームに入居し満足しているケースが多く見られる。また、入所施設の設置を希望する声は多いが、それは重度の方が入居できるグループホームが少ないからと考えられる。令和6年度より、事業指定する都道府県に区市町村は意見を申し述べるができるようになるため、プランに記載のあるとおり重度の知的障がい者が利用可能なグループホームの整備を積極的に進めていただきたい。	区内で重度の知的障がい者が利用可能なグループホームの整備を進めていくうえで、事業所指定権者への市町村からの意見具申は、そのきっかけづくりに寄与すると思われます。区としての具体的な対応につきましては、引き続き検討してまいります。
31	第3章 施策の展開	知的障がい者がさまざまな支援を入れて一人暮らしをするということがもっと推進されるべき（同時にグループホームの質や量での充実も必要）。しかし、この推進プランでは知的障がい者が一人暮らししていくことがほとんど想定されていない。障がい者が支援付きで一人暮らしを行う住居の確保や、それを支える仕組みを作っていくことを推進プランに明確に含める必要がある。	令和4年度に実施した大田区障がい者調査からは、家族と暮らし続けたい人のほか、グループホームで暮らしたい人や、一人暮らしをしたい人など、暮らし方に対するニーズは、多様化していることが分かっています。一人ひとりの意思を尊重し、自分らしく生きることができるよう、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を、図ってまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
32	第3章 施策の展開	個別施策1-2-2「地域生活移行支援の充実」について、今後、すべての施設入所者に、暮らしの場の情報提供や体験を通じ、意思確認をしていく方向のため、地域移行する人が今までより、若干増える可能性がある。そこで、地域生活支援拠点(障がい者総合サポートセンター)に拠点コーディネーターを配置し、ご本人が望む場合、大田区に戻ってこられる仕組みをプランに盛り込んでいただきたい。	区では、地域における複数の機関が分担して行う「面的な体制整備型」、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」の併用型として整備しています。引き続き、区民ニーズを把握し、調査、研究を進めてまいります。
33	第3章 施策の展開	地域移行について、どのように地域移行を進めるかという具体的な方法が不足していると感じた。障がい別にきめ細かく、入所型の福祉施設からの地域移行をどのように実現していくか踏み込んだ施策が求められている。 入所型の施設を選びたくないのに、選ばざるを得なかった障がい者へ、地域に帰って生活したいかどうかという確認を行い、帰りたいという意向が示された人に対する対応の仕組み作りが求められている。 精神病院からの地域移行に関してはいくつか具体的な施策も書かれているが、「非自発的に病院に入院している方」への取り組みについてしか書かれていない。「自発的」とされる長期入院患者の自発性も疑う必要があるし、そのような人へどんな支援があるのか、この計画素案では読み取れなかった。 同時に、精神病院や入所型の施設に入れずにすむ、あるいはそれを選ばざるをえないとしても、その場合は期間を限定し、戻る方策を含めて決めるというようなありかたが求められている。	区では、関係機関等と連携し「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。 長期入院患者は地域との関わりが希薄で退院後の生活がイメージしにくく、地域移行支援に関する情報を得る機会が少ない傾向があります。区では個別支援に加えて、医療機関に対して積極的に地域移行支援に取り組んでもらうための理解促進や啓発を行っています。 入院患者の退院後の生活については、精神障がい者本人の意向を尊重し、生活上抱える課題に応じてその都度、柔軟に居住の場を検討しています。そして、退院後も安定した地域生活が送れるよう、医療・保健・福祉分野の支援者が連携し、支援を継続しています。
34	第3章 施策の展開	数年前の自立支援協議会就労部会の調査で示したように、就労移行支援という施設類型が出来てから、大田区における障害者就労の形は大きく変化しているにもかかわらず、例えば就労促進担当者会議はその変化に応じて会議のあり方を変えているようには思えない。変化に対応した新しいネットワークの仕組み作りが問われている。	障がい者就労促進担当者会議については、関係機関からの意見を聞きながら、現状を踏まえ、求められているあり方を検討してまいります。
35	第3章 施策の展開	大田区が施策として行っている障害者優先調達の取り組み、その中でも大きな位置を占める公園清掃に関する記述が見当たらなかった。現状でそれらは有益な働きをしていると考えるが、その施策についての評価や今後の方向性も記述されるべき。	区では、「国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律」第9条の規定に基づき、「大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成しています。令和5年度の方針では、物品等の調達に際して、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的としています。また、令和4年度の調達実績を上回ることを目標としています。 「おおた障がい施策推進プラン」においては、生産活動支援施設連絡会が行っている共同受注の取組を推進していくことについて掲載しています。
36	第3章 施策の展開	大田区の障がい者職員採用に関して、会計年度任用としての非常勤採用のことは記載してあるが、正規職員の障がい者採用に関してより積極的に取り組む必要がある。また、大田区から指定管理や民間委託が行われているところが多いが、それらの事業所での障がい者雇用がどのようになっているかを大田区は把握しているか不明である。そこでの障がい者雇用の達成も課題であり、委託先に求める政策が必要。	区では、常勤職員採用及び会計年度任用職員採用など複数の採用方法を活用し、障がい特性や個性に応じた働き方ができる場を提供しております。 なお、令和5年6月1日現在、大田区では法定雇用率を達成しております。今後も引き続き、計画的な採用を行ってまいります。また、区と民間事業者との契約時には、関係法令を遵守し、誠実にこれを履行しなければならないとしており、契約内容によっては、労働環境の確認を行っています。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
37	第3章 施策の展開	親の年齢が上がるにつれて家族が余暇活動を行えなくなり、移動支援に頼ることになる。しかし、ニーズに対して供給が追いついていない。余暇活動の充実のために、移動支援を行う事業所の増加や既存事業所の維持が必要であり、そのために移動支援を行う事業所への福利厚生保障ができるように援助をお願いしたい。	ヘルパーの育成については、さぼーとぴあにおいて、移動支援従業者養成研修を毎年実施しております。 また、移動支援事業所ネットワーク会議を定期的に開催しています。会議には、障害福祉課も参加し、課題などの情報共有、関係機関等や区との連携強化に取り組んでいます。 移動支援事業の報酬額については、障害者総合支援法の障害福祉サービスの給付費に準じて、適切に算定しております。
38	第3章 施策の展開	18歳未満は放課後等デイサービスを利用することができるが、18歳以降は居場所がなくなってしまう。社会人の余暇活動ができる場を増やしてもらいたい。	生活介護施設から帰宅後の支援については、移動支援を活用した様々な社会参加等の余暇活動のほか、日中一時支援などがあります。
39	第3章 施策の展開	学齢期が終わると放課後等デイサービスも利用ができなくなる。就労先や生活介護施設から帰宅する時間も早いため、保護者のフルタイムでの仕事が難しくなり、家族の生活が一変してしまう。同時に、本人も仲間と過ごす時間や余暇を楽しむ時間も少なくなり、社会参加やコミュニティへの参加が減る事で地域との繋がりもなくなっていく懸念がある。学齢期後の余暇支援の場を皆が利用できるような仕組み作りをお願いしたい。	プランでは、余暇活動の充実の主な取組として、障がい者総合サポートセンターでの余暇活動の機会や場の提供を記載しています。 様々な事業等の活用も検討しながら、引き続き障がい者の余暇活動の充実に努めてまいります。
40	第3章 施策の展開	学齢期は放課後デイの制度により充実した余暇を過ごしていた子どもたちが、社会人になったとたん仕事後の行き場を失う。生活介護施設に通所している場合は16時前に帰宅してからの時間の使い方に苦慮している家庭も少なくない。余暇を過ごす場が必要である。都内他区市町村では日中一時支援事業として余暇活動を実施する団体に補助金を出してところもあるため、大田区もぜひ検討してもらいたい。区の負担が大きいなら、都や国に対して区として申し入れをしてもらいたい。	生活介護施設から帰宅後の支援については、移動支援を活用した様々な社会参加等の余暇活動のほか、日中一時支援事業などがあります。 日中一時支援事業については、今後も施設と課題や必要性などを調査・研究してまいります。 プランでは、余暇活動の充実の主な取組として、障がい者総合サポートセンターでの余暇活動の機会や場の提供を記載しています。 様々な事業等の活用も検討しながら、引き続き障がい者の余暇活動の充実に努めてまいります。
41	第3章 施策の展開	さぼーとぴあにおける余暇活動については、誰もが参加できる包括的な事業となるよう、事業を展開していただきたい。障がいの特性ゆえに新しい場所や、新しい人との関係を結ぶのが難しい方が少なからずおられる。私共の事業所でも、近年の担い手の不足、また財政基盤の脆弱さゆえ、活動の継続に困難さが増している。大田区には、今までも増して障がい者の余暇の充実に向けて取り組みを強化していただきたい。	障がい者総合サポートセンターの地域交流支援部門では、余暇プログラムなど、障がいの有無にかかわらず、ご参加いただける事業を実施しております。その他、知的障がいのある青年を対象とした若草青年学級を実施しております。余暇活動の機会を通じて、地域とのつながりが持てるよう、誰もが参加できるインクルーシブな余暇活動の充実を図ってまいります。
42	第3章 施策の展開	地域交流の場として、ユニバーサルスポーツフェスタ、ユニバーサル駅伝のほか、NPOや地域スポーツクラブで障害者スポーツに取り組んでいる区民活動団体が多く存在する。施策の展開に当たっては、幅広く地域の社会資源とつながり合うことが必要。	障がい者が自分らしく暮らしていくためには、スポーツをはじめとした余暇活動や地域活動などへの参加が大切であると認識しております。また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、大きな役割を担っています。そのため、民間事業者や関係団体と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。
43	第3章 施策の展開	保育の充実、教育の充実（83、84ページ目）において、支援が必要な子どもだけを変えていくような指導がなされるのではなく、構造化された環境を作ったり、周囲の人達が知識を得て接し方を変えることの方が良いこともあるので、社会モデルも視野にいたした支援をお願いしたい。	障がいのある子どもが、ほかの子どもとともに成長できる環境や、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことができる環境づくりのためには、支援する人たちの知識や、周囲の方の理解が必要不可欠であると認識しております。 区では、障がいへの理解促進の取組や、発達障がい支援アドバイザーの訪問、職員研修などの取組を行っています。今後も、地域の関係機関と連携しながら、より一層、障がいへの理解促進等に取り組んでまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
44	第3章 施策の展開	情緒級については、現在、通常の学級に所属して特別支援教室を利用するか知的障がいのある固定級に所属するかを選択肢がない。自閉症・情緒障害の特別支援学級を増やしてほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に関しては、令和6年4月に開設予定の大森東小学校に続き、令和7年4月に嶺町小学校と蒲田中学校にそれぞれ開設を予定しています。また、今後は蒲田地区の小学校1校への開設も検討しております。
45	第3章 施策の展開	教育委員会の都合で遠方の学校を指定されて公共交通機関利用で通学せざるをえない場合、付き添い保護者の交通費を少し補助してほしい。徒歩通学であれば一人で登下校できる力がある子ども、公共交通機関利用では一人通学できるまでに少し時間がかかる。送迎をする保護者は仕事もできず、経済的な負担が大きい。	特別支援学級に在籍する児童・生徒の通学費を補助する就学奨励費の現行制度では、付添人の交通費は補助対象としておりません。教育委員会では通学で生じる負担を軽減するため、原則として最寄の特別支援学級設置校を指定しています。特別支援学級に在籍する児童・生徒及び保護者の通学負担をできる限り軽減できるよう、引き続き環境整備に取り組んでまいります。
46	第3章 施策の展開	以前は特別支援学校より支援学級を選ぶ保護者が多かったが、最近の傾向を見ると支援学級判定が出てあえて支援学校を選ぶ保護者が多い。その背景には支援学級では満足いく特別支援教育が受けられないと危惧する保護者が増えていることや、学区域にある支援学級が崩壊していることが要因と思われる。その結果、矢口特別支援学校の児童・生徒が増え続け、教員不足も解消されないのにクラスは増えるという悪循環になっているのではないかと。近い将来のインクルーシブ教育を目指すならば、どこの学校へ行っても児童・生徒の障がい特性にあった支援教育が受けられるようにしていく必要がある。	就学先の決定については、お子さんの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境について就学相談を行い、保護者の意思や就学支援委員会の判定結果を基に総合的な判断を行います。区立小中学校においても一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう引き続き取り組んでまいります。
47	第3章 施策の展開	特別支援教育を必要とする障がい児が、年々増加している。区立小中学校の特別支援学級の児童・生徒も増え続け、玉突きのように都立の矢口・田園調布特別支援学校の児童・生徒も増え、教員・教室不足の状態にある。区立小中学校の特別支援学級を増やしてほしい。	区内の知的障害特別支援学級は、令和3年度に石川台中学校、令和5年度に六郷小学校・南蒲小学校に開設し、現在は小学校16校、中学校10校に設置しています。今後も対象となる児童・生徒数の推移を注視しながら、適正な規模の知的障害特別支援学級の設置について検討してまいります。
48	第3章 施策の展開	特別支援教室（サポートルーム）の利用者が増えており、利用を継続したいのに、低学年が入るから「卒業」といって打ち切られてしまったケースもあると聞く。希望する子どもが皆「障がいに応じた専門的な教育」が受けられるように、特別支援教室の教員・教室の配置をお願いする。	特別支援教室（サポートルーム）は令和3年度に区内全小中学校に設置しました。また、教員は東京都の配置基準に基づいて配置されます。特別支援教室（サポートルーム）においては、対象児童・生徒が抱えている障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することで、可能な限り多くの時間を在籍学級で有意義な学校生活を送れるようになることを目標に指導していることから、当初に設定された目標を達成した場合は退室することになります。しかし、退室後も支援が途切れるわけではなく、特別支援教室と在籍学級で連携・情報共有しながら引き続き必要な支援を行っております。
49	第3章 施策の展開	知的障がいのある子を育てる親が安心して地域の小学校・中学校に子どもを預けられるよう教育環境を作ってほしい。近年の矢口特別支援学校の児童・生徒数を見ると、大田区では知的障がいのある子への分離教育が進んでいると思われる。知的障がいのある児童・生徒が分離されずに大田区の小学校・中学校に通えるよう、対策をお願いしたい。	区では、お子さん一人ひとりに適した教育環境を提供できるよう、知的障がいがある児童・生徒を対象とした知的障害特別支援学級を小学校16校・中学校10校に設置しています。また、「交流及び共同学習」を通じて、通常の学級の児童・生徒との交流を深めています。
50	第3章 施策の展開	個別施策1-5-2「教育の充実」について、現場の校長先生をはじめとした先生方の障がい理解、障がい特性に基づいた教育がすすまなければ、共生社会の実現は難しいと考える。インクルーシブ教育の視点からと記載されているので、連携に加え、ぜひ、先生方への理解啓発研修として、大田区手をつなぐ育成会の心のバリアフリーすすめ隊のワークショップを活用していただきたい。	教育委員会では、毎年、障がい特性理解に関する研修会を行っております。今後、大田区手をつなぐ育成会と連携させていただき、心のバリアフリーすすめ隊のワークショップを活用した研修を計画してまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
51	第3章 施策の展開	特別支援学級がすべての小学校になく、転校を余儀なくされ、児童のみで通所できないケースがある。送迎手段を区として用意する、あるいは全ての小学校に特別支援学級を配置するなど、通学困難な方を置き去りにしないよう検討いただきたい。	区内の特別支援学級は、現在小学校16校、中学校10校に設置しています。 施設規模等の理由から全校に特別支援学級を設置することは想定しておりませんが、児童・生徒の通学負担の軽減を図ることも含め、引き続き適正な規模の特別支援学級の設置を検討してまいります。
52	第3章 施策の展開	放課後等デイサービスの現場の立場から、学校側の連携受け入れ拒否が発生しているのが現実である。もっと民間と教育の連携がしやすくできるよう、役割を担ってほしい。教育現場が放課後等デイサービスを知らないケースもあり、より踏み込んだアプローチが必要である。	教育委員会では、小・中学校の校長会や小・中学校特別支援学級設置校長会、特別支援学級担任会等で放課後等デイサービスとの連携の重要性について周知しております。また、保育所等訪問支援サービスについても、毎年度、連携や合意形成の重要性について、周知しております。引き続き、理解啓発の取組を行ってまいります。
53	第3章 施策の展開	インクルーシブ教育をどう進めるかという施策がない。そのための政策を打ち出すべき。地域の学校で、支援級やサポートルームに頼るのではなく、普通級でどのようにともに学ぶことを実現するのかという施策が求められている。そのための教職員研修の充実させ、インクルーシブな教室が求められているという意識をまず学校側が持ち、障害児を受け入れる児童や家族がそのことを理解するための手立ても求められている。	国が推進するインクルーシブ教育システム構築に向けた教員の理解啓発の事業として、特別支援教育に関する研修を設け、教員が具体的な対応の在り方を理解できるようにしています。また、人権教育研修会では、障害者差別解消法の理念について理解を図っています。また、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネータによる巡回相談や出前授業を実施し、対象学年の発達段階に応じ、障がい特性の理解を深める分かりやすい授業を行っています。このほか、特別支援学級の担任や特別支援教室の巡回指導教員が理解啓発に関する授業を実施することもあります。今後も、インクルーシブ教育システムの構築に向け、教員研修など理解啓発の取組を充実してまいります。
54	第3章 施策の展開	高次脳機能障がい者への施策については、「失語症者向け意思疎通支援事業」の実現に向けて、2024年度から準備に入り、2025年度には実現する計画が必要。	区では、令和2年9月に、すべての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進等を目的として「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。 失語症や、高次脳機能障がいのある方は、相手の言葉を正確に理解することや、言いたいことを適切な言葉にすることが困難なため、コミュニケーションへの支援は必要であると考えております。
55	第3章 施策の展開	失語症、および高次脳機能障がい者のように目に見えにくい障がいの意思疎通支援のための障害サービスが不足している。特に、外出時の要点筆記、普段行き慣れない場所への外出、各種手続き等の場面における支援が課題である。言葉の問題や高次脳機能障がいにより当事者が声をあげにくい状況であるため、支援者が声をあげることが大切と認識している。失語症、および高次脳機能障がい者の意思疎通支援の充実を希望する。	区の取組としては、わかりやすい日本語での表現や、コミュニケーション支援ボード（指さしシート）の活用など、障がい特性に応じた意思疎通支援を行っています。そのほか、令和4年度に、職員向け「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成しました。毎年、区役所全所属の職員を対象とした研修等を行い、障がい特性を理解した配慮が行えるよう、周知・啓発を行っています。 失語症等の方の意思疎通支援の充実については、都や他自治体の事例等も参考に、研究してまいります。
56	第3章 施策の展開	障がい当事者の家族への支援を充実してほしい。また、高次脳機能障がいとは何か。失語症とはどんな障がいか。どう接したら良いのかなど、家族への教育をしてほしい。このような家族向けの教育講座を大田区で、それも本人が入院中に受けられれば、とても助けになる。またその後利用できるサービスのあらまじや、支援団体や当事者の会などの情報を少しでも早く知りコンタクトを取ったり知っておくことができれば、スムーズに退院後の生活に移行できるのではないかとと思う。	東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携して、障がい者サポートセンターに高次脳機能障害者支援員を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
57	第3章 施策の展開	個別施策2-1-1「相談支援体制の充実・強化」について、障がいのある人にとって、計画相談は、大変重要。小規模相談支援事業所の体制確保や質の向上をめざし、地域生活支援拠点を中心に、複数事業所の協働による相談支援が可能となった。大田区でもこの取り組みをプランに盛り込んでもらいたい。	障がい者やその家族等の相談先は、医療機関、行政機関のほか、保育・教育機関、相談支援事業所、福祉施設など多様化しており、関係機関で相互に連携した包括的な相談支援体制を充実させていくことが重要です。このような状況を受け、関係機関が相互に積極的に連携し、分野横断の多機関連携によるチーム支援を強化するとともに、相談員の人材育成や、ピアサポーターの養成等に取り組んでまいります。
58	第3章 施策の展開	計画相談を行いサービス等利用計画を作成する事業所が不足し、相談支援を探すのに苦労しているという例は枚挙にいとまがない。89頁に相談支援体制の拡充が必要という記載はあるが、具体的にどのように拡充するかというプランがない。質の高い相談支援事業所を量の面でも確保するために、いくつかの他市区町村でも行われているような市区町村による独自の物理的支援（例えば品川区のように）など、体制拡充のための具体的施策が求められている。	
59	第3章 施策の展開	個別施策2-2-1「障がいを理由とする差別解消の推進」について、実態調査では、区民は差別解消法の認知度が大変低いことがわかる。例えば、UD実践講座等で、最初に、差別解消法の説明などをしてはどうか。	令和6年4月から障害者差別解消法の合理的配慮の提供が、事業者においても義務化されます。関係機関との連携を強化し、障害者差別解消法の周知・啓発をはじめ、さらなる障がい理解の促進に取り組んでまいります。 UD実践講座等を活用した、周知、啓発については、検討してまいります。
60	第3章 施策の展開	あまり知られていない失語症者の支援をぜひともお願いしたいと思う。健常者が完全に言葉を失えば自立した社会生活をおくことは難しくなり、望まない引きこもりの生活を余儀なくされる。まずは「失語症カフェ」の再開を望む。	民間団体が主催している「失語症サロン」に区として協力をさせていただいておりますので、「失語症カフェ」の再開については考えておりません。
61	第3章 施策の展開	失語症の方々は脳卒中等の後遺症により、聴く、話す、読む、書くすべての言語機能が低下し、他者との意思疎通が困難で孤独感を感じているだけでなく、災害時、緊急時に情報を取得、発信することもできず、困難な生活を強いられている。それにも拘らず、言葉の障がいがあるためにその現状を周囲に発信することもできない。 大田区の意味疎通支援施策の対象に、「失語症者」も加えてもらいたい。 また、大田区にも失語症者向け意思疎通支援者は少しずつ増えてきているが、その支援者が失語症当事者の方々を支援する場（派遣事業）を大田区でも早急に進めていただきたい。	次ページにまとめて記載
62	第3章 施策の展開	厚生省の意味疎通支援事業の1つとして実現するはずであった「失語症者向け意思疎通支援者」の養成も派遣も計画に含まれていない。言語障がい者は、自分が必要とすることや自分の状態を他人に説明することができないし、他人からの説明を理解することもできない。ケアを担う家族の負担も大きく、失職したり、過度のストレスから自律神経の失調やうつ病を患うケースもある。「失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣」を推進プランに含めて頂きたい。	
63	第3章 施策の展開	「意思疎通支援」の対象に“失語症者”も追加して載せ、施策の早期実現をお願いする。	

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
64	第3章 施策の展開	失語症者は理解する事（聞く、読む）はある程度できるが、話す事が非常に難しい場合がある。外出の時に自分のことを伝えるにも、「はい、いいえ」はできるが細かく伝える事が全くできない。そのため、今まで諦める事がたくさんあった。例えば、1人での手続き、何かの利用に向けた見学、相談など（自分1人で大丈夫と思っても先方から家族の同席を言われてしまい利用開始できない）。意思疎通支援者が失語症者の支援をしてくれる制度が進むことを切に願う。	
65	第3章 施策の展開	失語症は「話す・聞く」障害に加え、「読む・書く（入力する）」にも障害がある。そのため、ICTの普及が、逆に新たな壁になっている場合もある。失語症の特性に合わせ、また個人で異なる症状・重症度に合わせて意思疎通を支援するため、「失語症者向け意思疎通支援者派遣制度」を盛り込み早期実現を図ってほしい。	
66	第3章 施策の展開	失語症患者に対しても、意思疎通支援事業を早期に実施してほしい。	
67	第3章 施策の展開	失語症者のコミュニケーションを専門とする支援者の派遣事業を実施してほしい。	
68	第3章 施策の展開	「失語症者向け意思疎通支援」は平成30年から養成が始まり、令和元年から派遣事業がスタートするはずだったが、大田区はまだ始まっていない。「失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業」をプランに掲載してほしい。	区では、令和2年9月に、すべての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進等を目的として「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。
69	第3章 施策の展開	失語症の方は外見は障害があるように見受けられず、その特性から、自ら声を上げることも難しい状況にある。「意思疎通支援」の対象に失語症者も載せていただきたい。	失語症などの言語障がいのある方は、相手の言葉を正確に理解することや、言いたいことを適切な言葉にすることが困難なため、コミュニケーションへの支援は必要であると考えております。
70	第3章 施策の展開	世田谷区等で行われている失語症を抱える方への意思疎通支援事業の必要性を強く感じている。是非大田区でも導入をご検討してほしい。	区の取組としては、わかりやすい日本語での表現や、コミュニケーション支援ボード（指さしシート）の活用など、障がい特性に応じた意思疎通支援を行っています。そのほか、令和4年度に、職員向け「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成しました。毎年、区役所全所属の職員を対象とした研修等を行い、障がい特性を理解した配慮が行えるよう、周知・啓発を行っています。
71	第3章 施策の展開	失語症の方は以下の事柄で困っているお話を聞く。 ・行政手続きへの同行支援 ・病院での診察・検査等に関する同行支援 ・福祉サービスの利用に関する役所への同行支援 ・日用品の買い物支援する同行支援 「意思疎通支援」の対象に“失語症者”も追加して載せて欲しいという要望を意見として提出する。	失語症等の方の意思疎通支援の充実については、都や他自治体の事例等も参考に、研究してまいります。
72	第3章 施策の展開	失語症の方が安心してコミュニケーションをとる機会、また活動参加への機会が増やせるよう意思疎通支援者の導入(コミュニケーション機会を設ける、付き添いをする)を検討していただきたい。都内でも積極的に取り組まれている区もあるため、大田区でも導入を検討していただきたい。	
73	第3章 施策の展開	失語症を抱える方への失語症者向け意思疎通支援者派遣が、東京都では多摩市、世田谷区、港区、練馬区などで始まっている。高次脳機能障がいの方やそれ以外の方へも、失語の方への取り組みを大田区でも始められると良い。	

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
74	第3章 施策の展開	p.100の『2-2-2 意思疎通支援 情報保障の促進』において、「意思疎通支援の充実へ向けての区の取り組み」の概要の中で、「手話通訳・要 点筆記者の派遣」「わかりやすい日本語」という表現はあるが、【視覚 障がい者】【盲ろう者】【失語症者】に対する支援者の派遣として、 【点訳・音声訳者】、【触覚手話通訳者】、【失語症者向け支援者】と いう具体的支援の派遣については書かれておらず、「聴覚障がいの方へ の支援」に偏っているような印象を受けた。失語症の方が自信をもって 社会参加するためには、コミュニケーションを援助する支援者の存在が 必要不可欠。ぜひ、失語症当事者、視覚障がい者、盲ろう者の方々の声 に耳を傾け、それぞれの障がい特性やニーズに合う意思疎通支援を展開 していただきたい。	
75	第3章 施策の展開	「おおた障がい施策推進プラン」に、「失語症者向け意思疎通支 援事業（意思疎通支援の派遣事業）」に関する記載をお願いした い。また、「意思疎通支援の充実」にふさわしい、「大田区手話 言語及び障害者の意思疎通に関する条例」が求めるような、より 広範なそれぞれの障がいの特性に応じた意思疎通支援や情報保障 に関する具体的な記載を充実させていただきたい。	
76	第3章 施策の展開	言語障がい者向けの訓練や援助等の充実をお願いしたい。	区では、令和2年9月に、すべての障がいの特性に応じた意思疎 通手段の利用促進等を目的として「大田区手話言語及び障害者の 意思疎通に関する条例」を制定しました。 失語症などの言語障がいのある方は、相手の言葉を正確に理解す ることや、言いたいことを適切な言葉にすることが困難なため、 コミュニケーションへの支援は必要であると考えております。 区の出組としては、わかりやすい日本語での表現や、コミュニ ケーション支援ボード（指さしシート）の活用など、障がい特性 に応じた意思疎通支援を行っています。そのほか、令和4年度 に、職員向け「障がいのある人に対する情報保障のためのガイド ライン」を作成しました。毎年、区役所全所属の職員を対象とし た研修等を行い、障がい特性を理解した配慮が行えるよう、周 知・啓発を行っています。 失語症等の方の意思疎通支援の充実については、都や他自治体の 事例等も参考に、研究してまいります。 また、引き続き、さぼーとびあ、志茂田福祉センターで行ってい る自立支援事業の充実にも努めます。
77	第3章 施策の展開	個別施策2-2-2「意思疎通支援・情報保障の促進」について、知的 障がいのあるひとへの情報保障がなされていない。今後になる かと思われるが、わかりやすい情報提供を研究してもらいたい。	令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思 疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布・施行されました。 区では、わかりやすい日本語での表現などにより、情報保障に努 めております。そのほか、令和4年度に、職員向け「障がいのある 人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成しました。 毎年、区役所全所属の職員を対象とした研修等を行い、障がい特 性を理解した配慮が行えるよう、周知・啓発を行っています。 本計画策定に当たっても、「わかりやすい版」を作成するなど、 引き続き情報保障に努めてまいります。
78	第3章 施策の展開	昨年度から区職員、民間居宅介護支援事業所ケアマネジャーが個 別避難計画書の作成を行っている。個別避難計画書の作成は、当 事者に意識してもらい、避難行動について具体的に考えてもら うことのきっかけとして大変重要だが、実行力のない計画書を作 らされることは、作成者や当事者の自ら考える意欲をそいでしま う。また、個別避難計画書を作成したら、それに基づいた訓練が 必要だが、誰が実施の主体となるのか、誰がその場で支援を行う のかということまで必要になり、区の支援が必要と考える。	個別避難計画の作成の目的は避難行動要支援者について避難支援 等を支援することです。区は計画作成の結果を通じて、自助・共 助で避難が困難な方や、真に公助による支援を必要とする方の状 況について把握し、公助による避難支援などの解決策を検討して まいります。 また、今後は、作成された個別避難計画をもとに、関係者と協力 し、避難訓練等を行う中で、避難の実効性を高めてまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
79	第3章 施策の展開	福祉避難所への障がい者受け入れの窓口となるはずの学校避難所だが、そこで福祉避難所と連携した障がい者受け入れの訓練を行っていない。学校避難所の運営協議会に福祉避難所のメンバーを招き日常的な交流をはかるとともに、実際に災害が起きたことを想定した受け入れ、トリアージの訓練をする必要がある。また、2023年度から着手している相談支援事業所と連携した個別避難計画づくりについても、この推進プランに盛り込むべき。	区では、各学校避難所において、要配慮者のためのスペースを設置しており、受入れの際には、トリアージを行うこととしています。個別避難計画づくりについては、別途実施計画を作成しており、関係機関と連携し、取り組んでまいります。
80	第3章 施策の展開	障がいのグループホームで認知症らしき症状が出た時に、世話人の方から「後見人をつけて特養へ」といった発言があったと聞く。一方的な見地から本人の了解の前に先々の方針が提示されることはその世話人だけでなく施設のこれまでのやり方の踏襲があるのではないかと疑問を持っている。高齢者の理解を持つ専門職とのネットワーク、その方にとってのケアチームが必要になってくることが権利を守る仕組みづくりに欠かせない。	住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民の権利を擁護する支援体制は重要な基盤となります。大田区成年後見制度等利用促進基本計画では、本人主体の意思決定支援の浸透の実現に向けた施策に取り組むこととしています。また、本プランでは、成年後見制度の正しい理解啓発や地域連携ネットワークづくりに取り組むこととしています。また、区では、福祉人材の確保・育成・定着支援のため、令和4年度に、大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置しました。当センターでは、区内で働く福祉従事者同士が、所属やサービス種別などさまざまな垣根を超えてともに学び、ともに高め合うことで、区全体の福祉サービスの質の向上を図っています。
81	第3章 施策の展開	障がい者は65歳まではほぼ負担なく障害者総合支援法のサービスを使い、文化活動まで自立支援目的での移動支援サービスを使えるが、65歳を過ぎると介護保険法サービス優先となり、負担が生じサービス内容に制限がかかる。法制度の縛りがあり、線引きがあることは重々理解できるが、個別の状況に制度が合っていない以上、運用の柔軟さを求めていくしかない。例えば個別の事情を検討し、介護保険制度では認められなくても、これまでの生活の延長として障害福祉サービスの併用を認めていくことなど、柔軟な対応を期待している。	65歳以降の福祉サービスの利用については、国の基準を基に原則介護保険サービスに移行しています。しかしながら個別の状況を勘案し、介護保険サービスのみでは適正な支援が受けられない場合において、障害福祉サービスを利用できるよう対応しています。今後も国の動向に注視し支援を行います。
82	第3章 施策の展開	知的障がいの人の投票の権利に対する理解・協力をお願いしたい	選挙管理委員会では、投票所において投票の権利を適切に行行使していただくため、障がいのある方に適切な対応ができるよう投票事務従事者に対し、研修を実施しております。その中でも、知的障がいのある方への対応として、自分だけで投票所に入ることが困難な場合や投票用紙に記載することが困難な場合が考えられ、そのような場合に投票管理者の許可を得て介添えの方も一緒に投票所に入場していただいたり、投票事務従事者が本人に代わって投票用紙に記載する代理投票など選挙制度への理解とサポート力を深めてまいりました。また、障がいの状況はそれぞれの方で異なりますので、投票に行かれる前にお問い合わせいただくことで、その方に応じた適切なサポートを行うことが可能となっております。
83	第3章 施策の展開	多世代共生社会が求められているにもかかわらず、世代をまたいだサービスが検討されていないように感じる。大田区として「共生型サービスの普及」は施策の展開に位置付けられていないのだろうか。共生型を推進すべきと考える。	共生型サービスは同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供しやすくすることを目的として、平成30年に設けられた制度です。シームレスにサービスが受けられるよう、制度の周知等に努めてまいります。
84	第4章 障害福祉サービス等の推進	移動支援のヘルパーが不足していることを踏まえ、利用者数の見込み人数を段階的に増やしてくれていることは心強い。	必要な福祉サービス体制の確保に向けて、各年度におけるサービスの種類ごとの見込み量を定め、その確保に努めてまいります。

No.	意見箇所	ご意見要旨	区の考え方
85	第4章 障害福祉サービス等の推進	視覚障がいの方の機能訓練（白杖訓練・パソコン等）が区内にはないので、視覚障がいの方は白杖訓練を受けようと思えば区外に行かねばならない（例：高田馬場にある日本点字図書館等）。その場合、同行援護利用が認められていないため、機能訓練利用が難しい。他の区では同行援護利用を認めていたり、せめて白杖訓練が終了するまではと認められている。このような事は中途失明のかたにとって特に重要。大田区でも制度の利用が柔軟にでき、危険な思いをせずにサービスを受けられるようになると良い。	同行援護については、要綱で支給対象外の事項を定めています。大きく分けて①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出②通年かつ長期にわたる外出③介護給付費の支給が社会通念上適当でないと思われる事項、の3つを除外しています。各種団体で主催している訓練等が上記①～③に該当しない場合は、認められる場合もありますので、個々にあった支援を行ってまいります。
86	第4章 障害福祉サービス等の推進	相談支援を実施している事業者として、障害福祉サービスが不足しており、プランが立てられない状況にある。重度訪問介護、移動支援、居宅介護等、供給量の確保が必須と考える。 また、相談支援の供給量も不足している。事業としての採算性が低いことがその理由と思われる。川崎市では独自に事業者を支援する補助金等を用意し、相談支援の普及を行っている。大田区でも独自の方策を検討いただきたい。	必要な福祉サービス体制の確保に向けて、各年度におけるサービスの種類ごとの見込み量を定め、その確保に努めてまいります。
87	第4章 障害福祉サービス等の推進	移動支援については、需要に対する供給が全く追いついていない。報酬単価もデフレ経済下において、全く利益が出るものでもなく、赤字を前提としたサービスになっている。今後の人材不足を考えると、サービス類型と報酬の見直しをしないと移動支援サービスの供給量は減少の一途と思われる。実際に、移動支援が決まらずに通学に支障をきたしている児童がいる。需要と供給の現状をしっかりと把握していただきたい。	ヘルパーの育成については、さぼーとびあにおいて、移動支援従業者養成研修を毎年実施しております。 また、移動支援事業所ネットワーク会議を定期的に開催しています。会議には、障害福祉課も参加し、課題などの情報共有や、関係機関等や区との連携強化に取り組んでいます。 移動支援事業の報酬額については、障害者総合支援法の障害福祉サービスの給付費に準じて、適切に算定しています。
88	第5章 計画の推進に向けて	PDCA サイクルによる計画のモニタリングをより充実化するために、ページ136にある図表 5-2 モニタリング指標の一覧にある「指標（アウトプット指標）」については、「多機関連携の強化」等の具体的に数値化が図ることが困難なものが散見されることから、①効果検証可能な形で記述すること、②項目によっては複数の指標を置くこと、③障がい当事者の視点がよりクリアに反映される内容が適当であるとする。具体例を合わせて提案する。 1-1人材確保・育成・定着支援の充実→人材確保・育成・定着支援に関する各研修の実施参加のべ人数。 1-2希望する暮らしの実現→障がい者グループホーム数および月利用平均者数。 1-3社会参加・社会活動の充実→就労支援施設の平均工賃。 1-4保健・医療支援体制の充実→精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の実施回数。 1-5障がい児支援の充実→大田区障害者相談支援員の人数 2-1相談支援体制の充実・強化→自立支援協議会におけるケース検討数。 2-2障がいへの理解促進→「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の認知度。 3-1防災・防犯対策の推進→個別避難計画の策定数。 3-2権利を守るまちの実現→差別事案、虐待相談の通報および認知件数。	モニタリング指標につきましては、数値による実施状況の評価・検証を行うことを想定しております。 いただいたご意見につきましては、参考にさせていただきます。